

令和 6 年度 福祉・介護職員等処遇改善加算に関する規程

(令和 6 年度 福祉・介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書の根拠文書)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人のぞみ作業所（以下、「法人」という。）が、就業規則に規定する賃金とは別に、令和 6 年度に創設された新たな処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 法人の常用職員又は有期雇用職員等の雇用形態の別を問わず、福祉・介護職員等を支給対象とする。

(支給額)

第 3 条 処遇改善加算の支給は、処遇改善加算の算定見込額の全額を、法人が個別に定める分配方法で支給する。

2 支給額については、処遇改善加算の算定見込額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。

3 支給額については、月々の訓練等給付費収益の額により変動が予想されることから、適宜見直し又はこれを一時停止することが出来る。

(月次の支給)

第 4 条 処遇改善加算の支給は、毎月の給与支給日に手当として給与に上乗せして支給する。

(一時金の支給)

第 5 条 処遇改善加算の一部を、一時金として手当を支給する場合がある。

(在籍の限定)

第 6 条 処遇改善加算の支給は、給与の算定期間に在籍している者を対象とする。

(その他)

第 7 条 処遇改善加算が変更又は廃止された場合には、この規程を直ちに変更又は廃止し、必要に応じて新たな規程を設けるものとする。

附則

1. この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。